

令和5年貝塚市教育委員会会議
第1回臨時会会議録

令和5年1月19日開会

令和5年1月19日閉会

令和5年1月19日（木）午後1時30分

貝塚市役所庁舎5階大会議室B

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	1	貝塚市教育委員会会議議席に関する件	
4	〃	2	貝塚市社会教育委員解嘱及び委嘱の件	
5	〃	3	貝塚市文化財追加指定の件	
6	〃	4	令和4年度教育費補正予算(第7号)の件	
7	〃	5	令和4年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市教育委員会会議議席に関する件
4. 貝塚市社会教育委員解嘱及び委嘱の件
5. 貝塚市文化財追加指定の件
6. 令和4年度教育費補正予算(第7号)の件
7. 令和4年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件

教育長及び出席委員

	鈴木 司郎	教育長
1 番	西村 卓也	教育委員会委員
2 番	新川 秀彦	教育委員会委員
3 番	後上 史子	教育委員会委員
4 番	樽谷 栄子	教育委員会委員

議案説明のため出席した者

教育部長	檜崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	田代 邦彦	学校教育課参事	赤阪 朋子
社会教育課長	西川 桂子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	見川 直子	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本	利恵子	教育総務課長
小牧	真也	教育総務課長補佐
松浪	京子	教育総務課主査

午後 1 時 30 分開会

○教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 1 回臨時会を開きます。

これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名全員であります。

以上で報告を終わります。

○教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより事務局に諸般の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。

本日開会されました令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 1 回臨時会は、1 月 16 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時 30 分と定めてご通知申し上げます。

今回の提案事件は、議案 5 件であります。

なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしておりあります。以上で報告を終わります。

○
○
○教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、2 番 新川 秀彦 委員、4 番 樽谷 栄子 委員を指名いたします。

○
○
○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

○
○
○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、議案第 1 号 貝塚市教育委員会会議議席に関する件を議題といたします。

議案第 1 号 貝塚市教育委員会会議議席に関する件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。本年 1 月 19 日からの期間の委員の議席につきましては、貝塚市教育委員会会議規則第 4 条の規定に基づき、抽選で決定することができますが、この際、私のほうで指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議席は教育長において指名いたします。

1 番 西村 卓也 委員、2 番 新川 秀彦 委員、3 番 後上 史子 委員、4 番 樽谷 栄子 委員でございます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議席は確定されました。

○
○
○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 4、議案第 2 号 貝塚市社会教育委員解嘱及び委嘱の件を議題といたします。

議案第 2 号 貝塚市社会教育委員解嘱及び委嘱の件

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第2号 貝塚市社会教育委員解嘱及び委嘱の件についてご説明申し上げます。

参考資料として、社会教育委員名簿をお示ししていますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、貝塚市社会教育委員条例の規定に基づき、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年任期で委嘱しているところがございますが、朝日 陽子 氏の一身上の都合によりお辞めになることになりましたので、令和5年1月31日付けで委員を解嘱し、その残任期間について、加嶋 さおり 氏を委員に委嘱しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第3号 貝塚市文化財追加指定の件を議題といたします。

議案第3号 貝塚市文化財追加指定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。榑崎 賀代 教育部長。

○教育部長（榑崎 賀代） 議案第3号 貝塚市文化財追加指定の件についてご説明申し上げます。

参考資料として、貝塚市文化財追加指定調書をお示ししておりますので、ご参照ください。

貝塚市有形文化財「要家文書」は、本市畠中在住の要家が所蔵されている古文書です。本市では、平成21年3月30日付けで39,801点を市有形文化財「要家文書」として指定いたしました。その後、新たに多くの古文書が確認されました。調査の結果、11,484点について、極めて重要なものであり、先の指定に追加すべきものとの考えから、貝塚市文化財保護条例第4条第3項の規定により、令和4年12月22日に貝塚市文化財保護審議会に対して諮問いたしましたところ、追加指定を行い、保護活用を進めることが適当であるとの具申をいただきましたので、これを市有形文化財「要家文書」に追加指定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお詳細につきましては、社会教育課参事からご説明いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりましたが、詳細説明を地村 邦夫 社会教育課参事からお願いします。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 詳細についてご説明いたします。要家は中世土豪の系譜を引く当地の有力者であり、江戸時代には畠中村、神前村の庄屋を務めていました。岸和田藩主岡部氏とは密接な関係があり、江戸時代中期の寛政元年（1789）には、岸和田藩七人庄屋に任じられています。

岸和田藩領において抜きんでた地位にあった要家には、建造物や古文書など多くの文化財が保存されています。本市教育委員会ではその保存と活用のために平成13年度に要家文化財総合調査委員会を発足させ、5年間に渡り調査を実施いたしましたところ、古文書については39,801点が確認され、その史料価値により平成21年3月30日付けで貝塚市指定文化財に指定いたしました。

今回の議案は、その後の調査によって新たに確認された古文書11,484点について追加指定しようとするものです。

新たに確認された古文書の内容をご説明します。大きく4つあり、まず1つが、要家が庄屋を務めていた畠中村、神前村に関する古文書です。次に岸和田藩の藩札です。藩札とは江戸時代に各藩が独自に発行していた紙幣で、岸和田藩も発行していました。確認された藩札は1,556点あり、要家の活発な経済活動を示すものです。次に土蔵の中に保管されていた襖の下張り文書です。襖は、表面に綺麗な紙を貼っておりますが、襖の下張りには反故紙を使うことが多く、要家の襖の下張りには七人庄屋をしていた頃の古文書が使われていました。その内容について特に注目されるのは、真上新田村関係の古文書です。一度廃棄された古文書が、調査によって貴重な歴史史料として息を吹き返したことになります。最後に近現代の文書です。要家は近代以降も地域の名望家として存続したことから、この時代の貴重な史料も残されていました。

これら新たに確認された古文書は、先に指定した貝塚市有形文化財「要家文書」の内容を新たに補うものであり、岸和田藩及び岸和田藩領地域の歴史を知るうえで非常に重要なものであると考えられますので、追加指定により先の指定文書と一体で保存活用を図るべきものと考えております。

なお、資料のほうには写真も付けておりますが、郷土資料展示室にて要家文書の現物をご覧いただけるようご用意しておりますので、後ほどご案内申し上げたいと思います。

以上のとおりでありますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 貝塚市文化財に指定をするという会議はどのような形で行われているのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 貝塚市では文化財の保護・活用を図る上で貝塚市文化財保護審議会を設けております。ここでは、建物や古文書、史跡、考古資料など各分野の専門のかたにお集りいただいてご審議いただきます。指定にあたっては、まず、私どもが調査をし、その内容を明らかにします。古文書の場合は1つの点数、紙の大きさ、その年代、特に大切なのは何が書かれているかという表題を明らかにした上で、目録を作成し、その内容について審議会でご説明申し上げます。そこで、貝塚地域によって特に重要な内容であるかということをご審議いただき、私どもから諮問したものに対して指定が適切であるかどうかをご答申いただく仕組みです。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 貝塚市の文化財指定になると、貝塚市はどのような形で保管していくのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 文化財の保存に関しては、所有者さまがそのまま保持し続けたいとおっしゃることもございますので、まずその確認をさせていただいております。特に、古文書のように、虫食いの恐れや、温湿度によりカビが生えて紙が駄目になるものもございまして、その点はよく相談をさせていただいた上で、希望される場合は郷土資料室でお預かりし、その保管と、特別展等に関する展示で活用させていただくというような取り扱いをさせていただいております。

○教育長（鈴木 司郎） 新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 今回のものは、要家から譲り受けたのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 所有者は要さんのままですが、管理に関しては私どものほうでお預かりしております。

○教育長（鈴木 司郎） ほかにございませんか。 それでは私のほうから3点。

1点目は要家には多くの古文書があるわけですが、今後もまだ新たな発見の可能性のあるのかどうかを教えてください。

2点目は、要家にある古文書以外で、市として文化財に追加指定しようとするものがあるのかどうかを教えてください。

3点目は、要家の土塀が崩れている件について、今後の予定を教えてください。地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） 古文書について、まだあるかどうかという点におきましては、はっきりとは申し上げられませんが、ひょっとしたらまだ出てくるかもしれないと思っております。とい

うのは、平成13年度から始めた総合調査では約4万点の資料が見つかったわけですが、大きな屋敷の場合は所有者さま自身が思いもよらない所から新たに発見されるということがあります。今回も、前回調査させていただいた場所とは違う所から出てきた資料ばかりでした。そういうわけで、今後も出てくる可能性は無きにしもあらず、その上で、もしも出てきた場合は、内容について調査した上で、今回追加指定させていただいたものと一群のものとして取り扱うべきというものであれば、そのような形で、指定等について相談させていただくことを考えております。

古文書以外に前回の総合調査で主に調査させていただきましたのは、建物とお庭でした。お庭については、維持管理の問題がありますので、すぐに手を付けられるものではありませんが、建物については、現況で何らかの文化財としての位置づけが必要だということで、大阪府と共同で調査をしまして、国の登録有形文化財に登録をさせていただいております。このように、古文書以外にもまだ資料等がありますが、所有者さま自身の今後の保存に関する考え方とも関わってきますので、そこは所有者さまと密接に連絡しながら、古文書以外の文化財の取り扱いについては私どもも気を配っていきたいと思っております。

要家の海側の土塀が崩れている件ですが、元々土塀というものは老朽化してくると水を吸い込みやすくなり、さらに上に大きな瓦が載っておりますので崩れやすくなります。中央部分がかなり崩れておりまして、私どもも心配しているところです。ただ、土塀の修理に関しては、最近のいわゆるコンクリートブロックの塀等とは違い、在来の古くから伝わっている技術で作らないといけないということもありまして、所有者さまもなかなか修理等に踏み切れない部分があるようです。国の登録文化財の場合は、修理費に関する補助金はございません。修理に必要な設計と現場監理等についての補助金は出るということですが、金額としては非常に限られたものです。ですので、私どもとしては、所有者さまが修理に踏み切られるということであればご支援申し上げたいと思っております。また、大阪府では文化財保存活用の大綱というものを定められており、その中で新たな補助制度の創設について今後検討していくということを述べておられます。その新たな補助金は、観光宿泊税を財源とするということですので、現在コロナの影響で観光宿泊税は非常に限られておりますが、回復傾向に向かっているということですので、新たな補助制度の創設について私どもから大阪府へも要望を続けていきたいと考えている次第です。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。後上 史子 委員。

○委員（後上 史子） このような貴重な資料を、一般市民や特に子どもたちが行ってみたいと思うような仕掛けで展示されるご予定はありますか。

○教育長（鈴木 司郎） 地村 邦夫 社会教育課参事。

○社会教育課参事（地村 邦夫） このような文化財の場合、展示活動でご覧いただくということが基本かと思えます。後ほどご覧いただく郷土資料展示室では、現在指定文化財展をしております。指定文化財をできるだけ多くの人に見ていただくということで、特に私どもが共感を得やすいと考えるものであるとか、資料として重要なものについては、定期的に展示させていただいております。そのような中で、子どもたちが来た際にもご案内するというのも実施しております。指定した文化財、特に私どもがお預かりし、管理させていただいているものについては今後も積極的な公開が求められると考えておりますので、ご要望に応じて、できるだけ柔軟に資料の展示活用については進めてまいりたいと思っております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。先ほど、後上 史子 委員からもお話がありましたが、最近ではコロナでできてないのかなと思うのですが、各学校に歴史資料を巡回展示していただいていたことがあると思います。先日、葛城小学校の周年記念行事の際に、孝恩寺の古い瓦を子どもたちに触ってもいいよということでしばらく置いておいたのですが、子どもたちはたいそう喜んでくれたそうです。そのように、多少触れることができるもので、子どもたちが興味を持つようなものがあれば巡回展示等も考えていただくようお願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第4号 令和4年度教育費補正予算(第7号)の件を議題といたします。

議案第4号 令和4年度教育費補正予算(第7号)の件

○教育長（鈴木 司郎） これより、議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第4号 令和4年度教育費補正予算（第7号）の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

第10款教育費、第5項社会教育費、第5目図書館費における70万円の補正は、電気料金の高騰に伴い、光熱水費予算が不足するため、追加で光熱水費を計上するものであります。

以上のおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。新川 秀彦 委員。

○委員（新川 秀彦） 光熱費の補正予算が70万円ということで、ガス、電気、水道料金とかなり値上がりしておりますが、この予算で大丈夫ですか。

○教育長（鈴木 司郎） 見川 直子 図書館長。

○図書館長（見川 直子） この70万円は電気料金の3月分の金額となっております。2月分まではなんとか今の予算内に収まる見込みをしております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑は、ないものと認めます。

これより、ご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第5号 令和4年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件を議題といたします。

議案第5号 令和4年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和4年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。
これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。
本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○ ○

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和5年貝塚市教育委員会会議第1回臨時会を閉会いたします。

午後1時54分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	